



第 2 期狛江市教育振興基本計画

平成 26 年 11 月
狛江市教育委員会

目 次

1 総論	1
2 教育理念	3
3 教育目標	4
4 個別施策	4
○学校教育	
1 教育活動の展開『知』	6
2 教育活動の展開『徳』	7
3 教育活動の展開『体』	8
4 個々の児童・生徒への支援	9
5 子どもの安全確保	10
6 学校運営の支援と教員の育成	11
○社会教育	
7 学習機会の提供	12
8 学習情報の提供	13
9 スポーツ・レクリエーション活動の支援	14
10 歴史・文化遺産の保存と活用	15
○教育行政	
11 教育行政の推進	16
12 教育環境の整備	17
■用語説明	18
5 参考資料	21

1. 総論

i) 改定の趣旨

現行の狛江市教育振興基本計画は、平成 23 年 3 月に策定し、これまで約 3 年にわたり、狛江市の教育行政の指針となってきた。

この間、市においては、市長交代に伴い、平成 25 年 3 月に狛江市後期基本計画が策定されたほか、狛江市公共施設整備計画や狛江市行財政改革推進計画など、市の行政の基幹となる計画が順次策定又は改定されてきた。

また、国や都の教育行政の最上位計画の改定、いじめや体罰の社会問題化、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、市を取り巻く環境も大きく変化してきた。特に、平成 27 年 4 月 1 日に施行する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う新教育長の選任をはじめとした教育委員会制度改革は、首長と教育委員会の関係を改めて整理するとともに、教育委員会の役割をより明確化するものである。

教育委員会では、これら市の教育を取り巻く環境の変化と、教育委員会の自己点検と評価に関する審査会より「現行の教育振興基本計画の改定に着手すべき」との答申を受けたことを踏まえ、これからの時代に合った狛江市における教育振興に向けた取組みを整理するため、ここで計画を改定することとした。

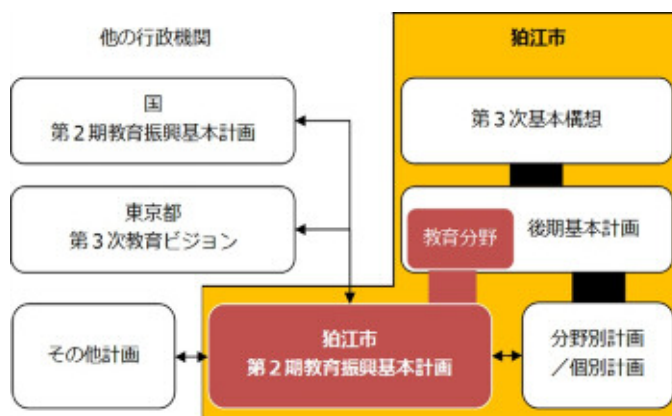
ii) 計画の位置付けと基本的な考え方

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項[※]の規定に基づき、狛江市教育委員会が定める『狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画』で、狛江市後期基本計画に基

づく狛江市の教育分野のマ스터プランとする。

また、市の教育以外の分野の各種計画との整合を図るほか、国や都の関連計画の内容も参酌し、関係部局や他の行政機関の取組みとも調和しながら市の教育行政全般を推進する。

■計画の位置付け



※教育基本法第 17 条第 2 項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

iii) 計画名称

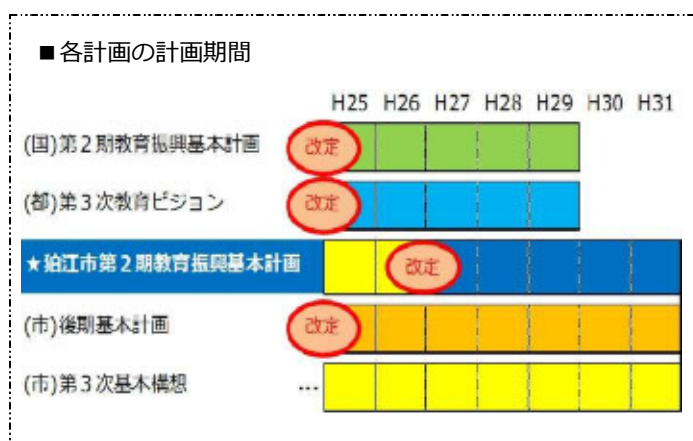
この計画の名称は、

「第 2 期狛江市教育振興基本計画」とする。

iv) 計画期間

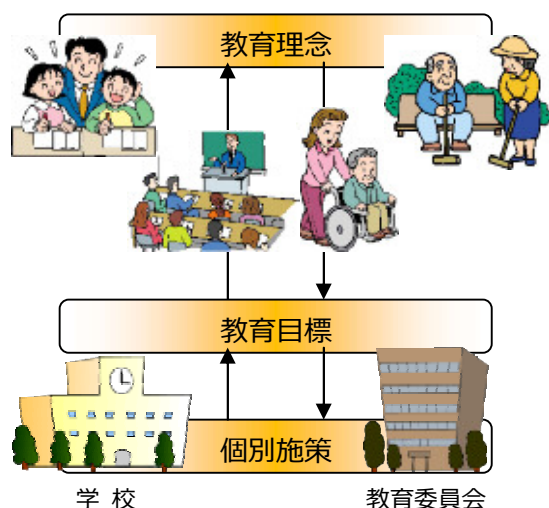
この計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とする。

ただし、急激な社会情勢の変化や関連計画の改定により、市の教育行政を取り巻く環境に著しい変化が生じたときは、計画の見直しも含め、柔軟に対応していく。



v) 計画の構成

この計画は、「教育理念」「教育目標」「個別施策」の三層で構成する。教育理念は、教育委員会や教育機関のほか、教育に関わるすべての主体が共有する理念であり、教育目標と個別施策は、教育委員会と教育機関が教育理念の実現をめざして取り組んでいくものである。



vi) 現行の教育振興基本計画の総括

■教育理念・教育目標について

現行の狛江市教育振興基本計画が策定されてからこれまでの間、市の教育が進むべき方向

に対して修正を迫るような社会変化は見られておらず、今後の社会展望においても、現状の市の教育の方向性を大きく転換させるような事態は想定されていない。そのため、市の教育の最終到達点や最終目標となる教育理念や教育目標は必要最小限の文言整理にとどめる必要がある一方で、その達成に向けて教育委員会が取り組む事業には、これまでの課題や今後の社会の変化を見据えた方針や内容の整理・重点化が求められる。

■個別施策について

市立学校の児童・生徒の学力においては、各種の学力・学習状況調査における経年比較や全国平均との比較等でも概ね良好な結果が出ていることから、狛江市の教育活動も概ね良好に行われていると考えている。しかしながら、文章を読み、要旨を把握する能力や文章を作成する能力などは、これからの社会を生きていく子どもたちにとって必要な力であり、とりわけ児童・生徒の思考力や判断力、表現力等の基盤となる言語能力の育成には引き続き取り組んでいく必要がある。加えて、Q-Uアンケートも含めた個々の児童・生徒の状況を把握するツールの活用も課題となっている。

また、ICT教育の推進に向けた小学校全校へのタブレット端末の配備や東京都特別支援教室モデル事業の実施など、今後の社会的なニーズに対応していくための先駆的な取り組みや学校施設の耐震化、普通教室への空調設置、アレルギー・アナフィラキシー対応に係るホットライン締結と専用PHSの配備など、児童・生徒の安全を守るための取り組みも進めてきた。こ

れらについては、導入段階における一定の効果は得られたものの、老朽化に伴う学校施設の改修や特別教室における空調の設置・更新、モデル事業後の特別支援教育の推進やインクルーシブ教育に向けた環境整備など、今後の事業展開の方向性が課題となっているものもある。

一方、社会教育においては、東京国体の開催や猪方小川塚古墳の保存・公開、図書館の祝日開館や開館時間延長などの新たな事業や市民サービスを提供してきた。しかしながら、依然として各種事業の参加者の固定化が課題となっていることに加え、市民センターをはじめとした社会教育施設の充実や地域の人材育成における市民活動支援センターとの連携・役割分担など、今後の事業展開によって整理が必要な課題も残されている。

これらの現状認識を踏まえ、これまでの取組みは一定程度継続しつつ、今後も断続的に変化を続ける社会情勢の中で複雑化・多様化する問題を効率的に解決し、市民ニーズに応えていくためには、教育委員会や教育機関の枠組みを超えて、関係部署や関係機関、地域、家庭、事業者・NPOなど多様な主体との積極的な連携と役割分担が強く求められる。加えて、それぞれの教育活動や事業のなかで、狛江らしさや狛江の特徴が有機的に機能することで、豊かな教育活動や市民活動の推進に繋がっていくことが期待される。

以上の総括のもと、第2期狛江市教育振興基本計画における取組方針・取組内容を整理することとする。

2. 教育理念

教育理念は、教育委員会や教育機関はもとより、市の関係部局や関係機関、家庭、地域、事業者、NPOなど、教育に関わる活動を実践するすべての主体が共有するものである。

この計画では、平成23年に策定した狛江市教育振興基本計画において定めた教育理念の基本的な考え方は概ね踏襲するものとし、次のとおり定める。

■教育理念

○未来を担う子どもたち一人ひとりが、人格の形成と互いの個性の尊重を基本として、地域や社会の中で自立し健康で幸福に生きていく力を身につけ、狛江で受けた教育を誇りとして、少数者の立場も尊重し、自由に意見を交わして真理を探究し、平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。

○市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

3. 教育目標

教育目標は、教育理念の実現に向けて、教育委員会と教育機関が取り組むすべての事柄における基本的な目標となるものである。

この計画では、平成23年に策定した狛江市教育振興基本計画において定めた教育目標の基本的な考え方は概ね踏襲し、次のとおり定める。

■教育目標

- (1)互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- (2)確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- (3)すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

4. 個別施策

個別施策は、教育目標の達成に向けて、教育委員会と教育機関が取り組む施策を体系的に整理したものである。(3分野・12施策)

分野	施策
学校教育	1 教育活動の展開『知』
	2 教育活動の展開『徳』
	3 教育活動の展開『体』
	4 個々の児童・生徒への支援
	5 子どもの安全確保
	6 学校運営の支援と教員の育成
社会教育	7 学習機会の提供
	8 学習情報の提供
	9 スポーツ・レクリエーション活動の支援
	10 歴史・文化遺産の保存と活用
教育行政	11 教育行政の推進
	12 教育環境の整備

※各項目の内容と計画書の見方

それぞれの施策項目には「主な内容」「教育目標との関係」「取組方針」「主な実施主体」「重点項目」をまとめている。

- ①主な内容…施策の主な内容
- ②教育目標との関係…施策が寄与する教育目標
(大きく寄与するものに◎, 寄与するものに○)
- ③取組方針…施策における取組方針
- ④主な実施主体(連携・役割分担)
…施策に関する取組の実施主体
白抜き→色付き→色なしの順に関連度合いが大きい。
- ⑤重点項目
施策において重点的に推進する項目

1 教育活動の展開『知』

■主な内容

学習指導要領¹、学習指導要領²、学習指導要領³、I・C T教育⁴、他^①の活用、学校図書館、市立図書館の活用、家庭学習等

■教育目標との関係

- 互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
- ◎ 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
- ◎ すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 学力をはじめとした個々の児童・生徒の状況の把握・分析に努めるとともに、それぞれの状況に応じた学習指導を展開し、確かな学力の定着と個々の能力の伸長に向けた基盤を構築していく。
- 各教科における学習指導要領や学習指導要領²の活用を軸として、それぞれの状況に応じた指導とより専門的な指導の両面から、児童・生徒の確かな学力^③の定着と個々の能力の伸長を支援していく。
- 情報機器⁵やデジタル教材⁶等を活用し、効果的な学習指導を推進するとともに、I・C T教育⁴を通じて児童・生徒の情報モラル・情報リテラシー⁷能力を高め、情報化社会の進展に対応できる能力の育成を図っていく。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、その応用を通して個々の児童・生徒の思考力の育成とすべての学習の基盤となる言語能力の育成に努めていく。

進捗強化を通じて、児童・生徒の学習活動や読書活動の支援と学習環境づくりを推進していく。
○家庭への働きかけを通じた児童・生徒の学習意欲の向上と家庭での学習習慣の確立を図り、学力の定着に向けた基盤づくりを進めていく。

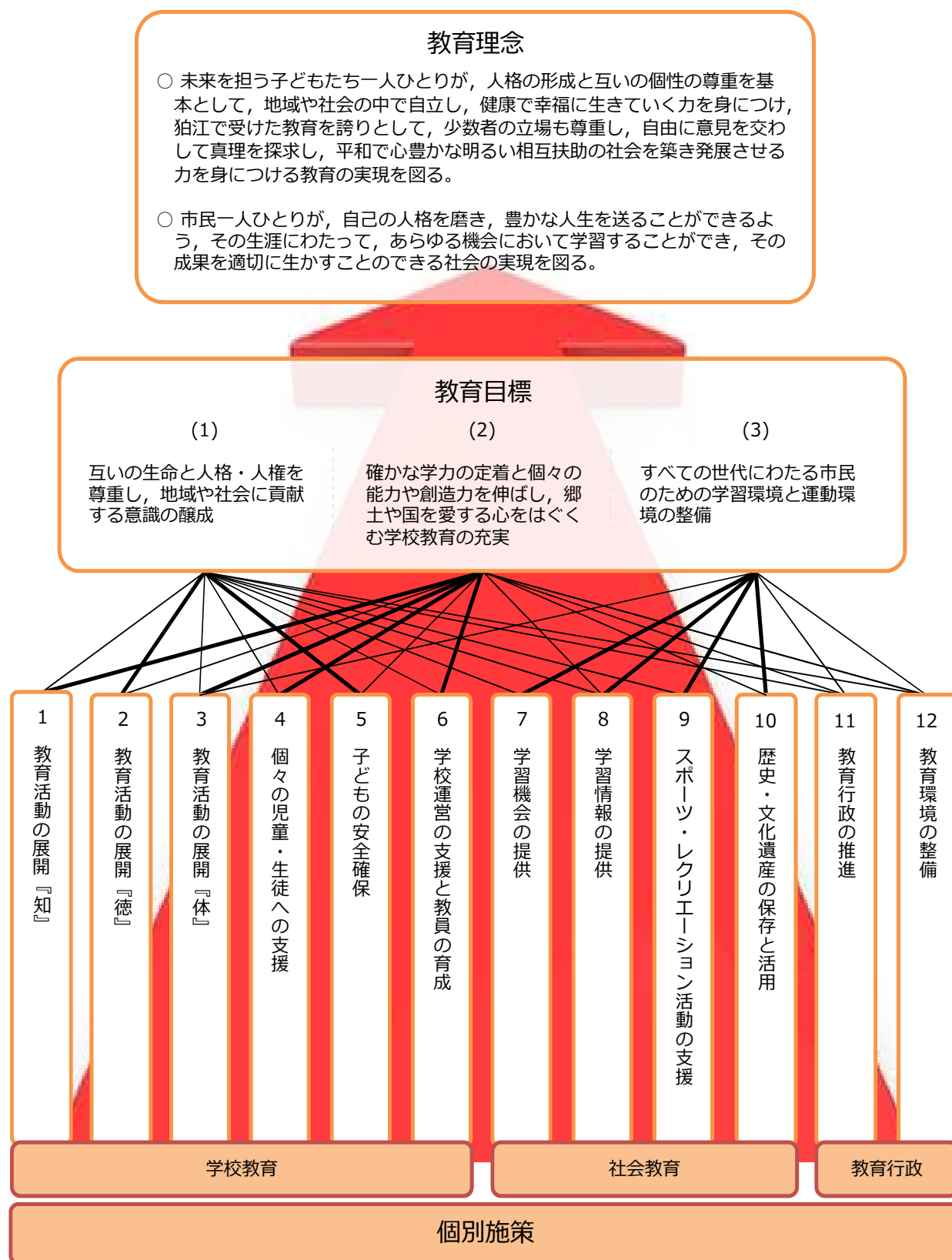
■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 個々の児童・生徒の状況の把握・分析と、その結果に基づいた^⑤学習指導の実施
- 学習指導における情報機器等の活用
- 学校図書館と市立図書館の連携強化

■体系図



—— 教育目標の達成に大きく寄与する
 —— 教育目標の達成に寄与する

1. 教育活動の展開『知』

■主な内容

学習指導全般，少人数指導¹，習熟度別指導²，ICT教育³，情報機器の活用，学校図書館，市立図書館の活用，家庭学習 等

■教育目標との関係

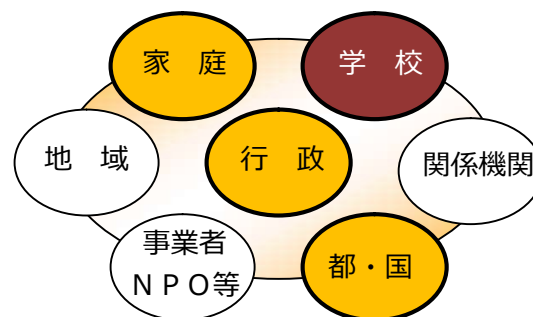
○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 学力をはじめとした個々の児童・生徒の状況の把握・分析に努めるとともに，それぞれの状況に応じた学習指導を展開し，確かな学力の定着と個々の能力の伸長に向けた基盤を構築していく。
- 各教科における習熟度別指導や少人数指導の充実を中心として，それぞれの状況に応じた指導とより専門的な指導の両面から，児童・生徒の確かな学力の定着と個々の能力の伸長を支援していく。
- 情報機器⁴やデジタル教材⁵等を活用し，効果的な学習指導を推進するとともに，ICT教育を通じて児童・生徒の情報モラル・情報リテラシー⁶能力を高め，情報化社会の進展に対応できる能力の育成を図っていく。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え，その活用を通して個々の児童・生徒の思考力の育成とすべての学習の基盤となる言語能力の育成に努めていく。

- 学校図書館の充実や市立図書館の活用及び連携強化を通じて，児童・生徒の学習活動や読書活動の支援と学習環境づくりを推進していく。
- 家庭への働きかけを通じた児童・生徒の学習意欲の向上と家庭での学習習慣の確立を図り，学力の定着に向けた基盤づくりを進めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 個々の児童・生徒の状況の把握・分析と，その結果に基づく学習指導の充実
- 学習指導における情報機器等の活用
- 学校図書館と市立図書館の連携強化



2. 教育活動の展開『徳』

■主な内容

人権教育, 道徳教育, 伝統・文化理解教育, 国際理解教育, 情操教育, 環境教育, キャリア教育⁷等

■教育目標との関係

◎	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

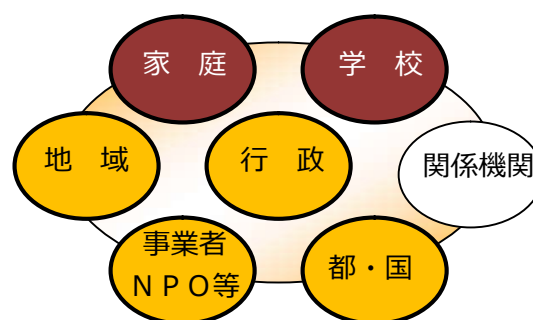
■取組方針

- 人権教育に対する教員の理解促進を通じて, 各校の計画に基づく取組みの推進や指導の充実を図ることで, 児童・生徒が平和を願い, 互いの生命や人格・人権を尊重して, 他者を思いやる心が育まれるような人権教育を推進していく。
- 地域の歴史遺産等の教育資源や専門性の高い人材を活用し, 狛江市や日本の伝統・文化の理解促進と児童・生徒の郷土や国を愛する心の涵養を図るとともに, 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に多文化共生の理念に基づく国際理解教育をより一層推進していく。
- 児童・生徒の豊かな感性が育まれるような情操・芸術教育を推進するための環境整備に努めるほか, 各種イベント・プログラムや小学校低学年からの専門性の高い音楽指導を展開していく。
- 多摩川・野川など狛江市特有の自然や身近

な素材を生かした環境教育を推進し, 児童・生徒の環境保全意識を醸成していく。

- 教育活動における様々な場面で, 他者との関わりの機会を提供するとともに, 学級における個々の児童・生徒の状況の的確な把握に基づく温かな学級経営を推進し, より良い人間関係の中で児童・生徒のコミュニケーション能力と社会的スキル⁸の向上を図っていく。
- 職場体験やボランティア活動への積極的な参加とその成果を生かしたキャリア教育を展開し, とともに社会をつくり支える能力の育成と精神の醸成に努めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市の伝統・文化理解教育における市の歴史・文化遺産の活用
- 環境教育における市の自然環境の活用
- 情操教育の推進に向けた環境整備



3. 教育活動の展開『体』

■主な内容

学校保健, 学校体育, 部活動, 食育, 健康教育, 学校給食等

■教育目標との関係

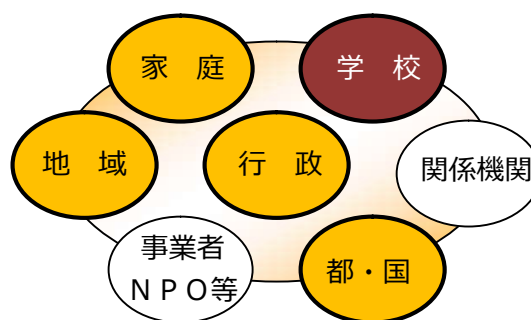
○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
○	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 保健指導や健康診断等による学校保健を推進し, 感染症予防や熱中症予防も含め, 児童・生徒の健康の保持と望ましい学校環境の維持を図っていく。
- 個々の児童・生徒の運動習慣等の把握・分析とその結果に基づく指導や各校の課題に即した取組み等のほか, 家庭とも連携して児童・生徒の運動習慣の確立と体づくりに取り組んでいく。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた各種取組みを推進するとともに, その成果を学校間で共有化することで, 市全体で児童・生徒の健康増進と体力向上を図っていく。
- 部活動においては, 各種大会等への参加に対する財政的支援に加え, 専門性の高い指導ができる人材や地域の人材を積極的に活用することで, 部活動の充実を図っていく。
- 学校給食の提供や給食食材における地場野菜の使用等による食育の推進のほか, 食に

関する意識啓発に向けた家庭への働きかけを通じて, 健康教育の推進や基本的な生活習慣の確立, 児童・生徒の体づくりを支援していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 児童・生徒の運動習慣等の把握・分析とその結果に基づく指導
- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組みの推進



4. 個々の児童・生徒への支援

■主な内容

特別支援教育⁹，教育相談，適応指導¹⁰，学校カウンセリング，就学援助¹¹，奨学金等

■教育目標との関係

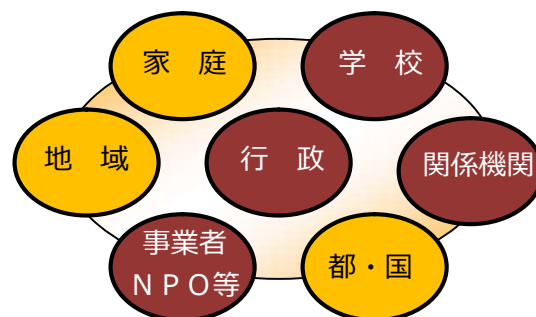
○	互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 支援が必要な児童・生徒の現状を的確に把握し，それぞれに適した場所で，それぞれの状況や教育ニーズに応じた必要な指導・支援を行うとともに，インクルーシブ教育¹²の理念を踏まえた学習環境の整備を検討していく。
- 児童・生徒に対するカウンセリングや支援員の配置，ケース会議の開催による個別対応等の取組みを進めるほか，教員に対する研修を通じた特別支援教育に関する教員の理解促進とスキルアップを図り，すべての児童・生徒の学習活動を支えていく。
- 各学校や教育研究所¹³，民間施設等との連携の更なる強化を進め，個々の児童・生徒の状況を踏まえた学習環境の確保・提供を行っていく。
- 特別支援教育に関し，関係部署や関係機関等との情報交換・調整を円滑に行うための連携のしくみを構築するほか，家庭や地域への働きかけを通じて，市民への周知・理解促進に努めていく。

- 児童・生徒個々の状況や家庭の状況に起因した教育格差が生じないように，支援が必要な家庭の経済的な負担を軽減し，すべての子どもの学習機会の確保に努めていく。
- 日本語に不慣れな海外からの帰国児童・生徒や外国人児童・生徒等が円滑な学校生活を送れるよう，日本語指導等を通じた支援を行っていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 学校や教育研究所等との連携強化
- 特別支援教育に関する連携のしくみの構築



5. 子どもの安全確保

■主な内容

生活指導, いじめ防止, 安全教育, 防災教育, 通学路の安全対策, アレルギー¹⁴・アナフィラキシー¹⁵対応, 放射能対策, 危機管理等

■教育目標との関係

◎	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

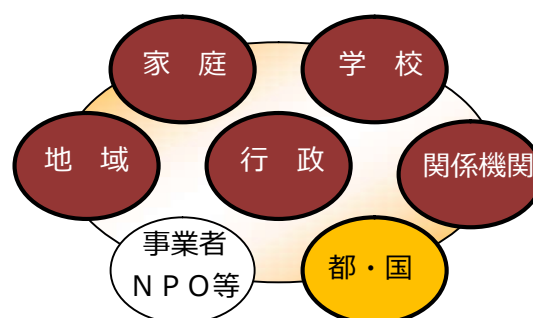
■取組方針

- 児童・生徒の問題行動を未然に防止するための生活指導と学習指導に努め, とりわけ情報機器の適正利用に向けた家庭への働きかけは, 関係機関と連携して取り組んでいく。
- 教育委員会・学校・家庭・関係機関がそれぞれの役割を担い, 児童・生徒への適切な指導や学級内の状況把握, いじめを許さない雰囲気づくりを通じたいじめの未然防止に努めるほか, いじめ発生時に組織的な対応を図るための体制づくりを進めていく。
- 地域や関係機関と連携した避難訓練等, 児童・生徒の安全を確保するうえで実効性の高い取組みを推進するとともに, 学校内外における生活全般に関するの安全教育を推進し, 自らの安全を自ら確保できるような意識や態度を育んでいく。
- 災害発生時には生徒も地域の一員として市民の命を守るという観点から, 平時から地域との交流を進めるほか, 災害時に避難所となる学校(体育館)の機能の強化に向けて,

関係部署や関係機関と連携して必要な対策を講じていく。

- 地域や関係機関と連携して, 防災・防犯, 交通安全に向けた児童・生徒への働きかけや信号機, カラー舗装¹⁶等の整備を行うとともに, 地域における見守り体制の構築を進めていく。
- アレルギー・アナフィラキシーの発症を防ぎ, 緊急時に的確な対応を行うことができるよう, 個々の児童・生徒の状況把握と研修等を通じた教員の理解促進に努めるほか, 緊急時における医療機関との連携を充実していく。
- 放射線については, 市の方針に則り, 学校施設や給食食材における安心・安全の見える化と迅速な情報提供に取り組んでいく。
- 様々な角度から児童・生徒の安全を確保するため, 関係部署や関係機関との連携や家庭への働きかけを積極的に行うほか, 教育委員会や学校における危機管理体制の強化に向けた検討を進めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 総合的な視点からのいじめ防止対策の推進
- 教育委員会や学校における危機管理体制の強化

6. 学校運営の支援と教員の育成

■主な内容

教員の人材育成, 教育研究, 学校経営, 学級経営, 学校第三者評価¹⁷等

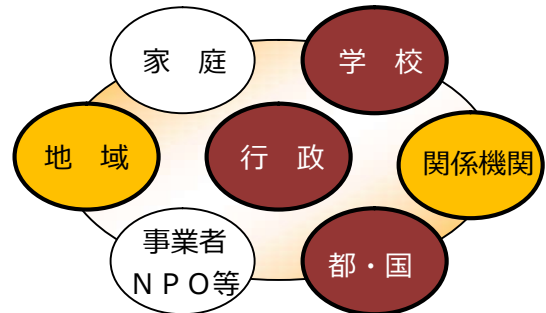
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
◎	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 個々の児童・生徒の現状把握・分析とその結果を活かした学級経営に努めるとともに, 各種研修の実施や校内研究の推進, 指導教諭の育成・活用を進め, 教員の人材育成を図っていく。
- 学校による教育課題研究を支援するほか, その研究成果を学校や教員間で共有・実践することで, 市の教育課題に対し効果的な解決を図っていく。
- 教員の体罰に関する意識啓発や指導の改善に向けた情報提供に加え, 校長を中心に体罰を許さない学校の雰囲気づくりに努めていく。
- OJT¹⁸の推進等による指導主事¹⁹の育成に努め, 学校に対する指導・助言を充実させることで, 学校における円滑で適正な教育活動を支援していく。
- 学校経営の充実を図る観点から, 研修等を通じた学校管理職²⁰の育成に努めるとともに, 実効性のある学校評価を推進していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 新たな教育課題の把握とその解決に向けた取組みの推進
- 個々の児童・生徒の現状把握・分析を活用した学級経営
- 体罰の根絶に向けた取組みの推進



7. 学習機会の提供

■主な内容

公民館事業、各種教育施設の貸出し、市民活動に関する情報収集・情報提供等

■教育目標との関係

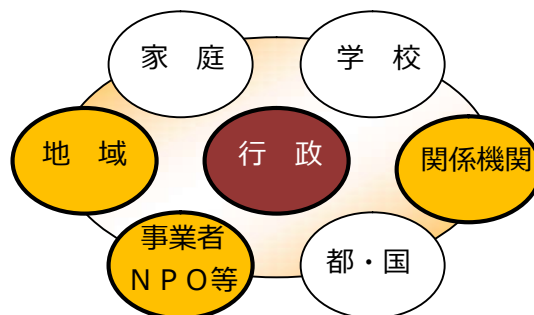
○	互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 地域や行政など様々な場所で活動する個人や団体に対して、それぞれの活動内容に応じた場の確保に努め、市民の活動の機会の充実を図っていく。
- 関係部局と連携しながら、個人や団体が行う活動内容等に関する情報の収集と発信に努めることで、それぞれの活動の更なる活性化を図るほか、個人の新たな活動に向けたきっかけづくりを行っていく。
- 市民ニーズや社会情勢等を踏まえ、公民館を中心として時代に即したプログラムを市民に広く提供することで、市民の学習の機会を充実させるとともに、人と人との繋がりを創出し、市民が主体となった地域づくりに繋げていく。
- 公民館等の運営においては、地域で活動している個人や団体と協力し合いながら、地域の実情に応じた運営を進め、個人や団体の円滑な活動を支援していく。
- 関係部局との連携・役割分担のもと、市全体として、有機的に地域の人材の発掘・育成

を推進していくための基盤づくりを進めるほか、その役割に基づいた各種の取組みを展開していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市民の自主的な活動の促進に向けた市民ニーズや社会情勢等を踏まえたプログラムの提供
- 関係部局と連携した地域の人材の発掘・育成



8. 学習情報の提供

■主な内容

市立図書館における資料収集・貸出し, 利用支援サービス, 市民向け事業等

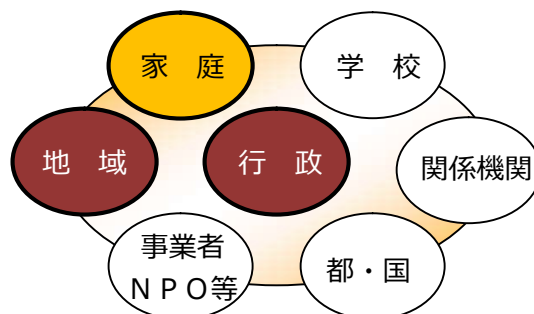
■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 資料貸出しをはじめとした市立図書館における各種サービスの提供や, 学校図書館や他の図書館施設等との連携により, 市民全体の図書館利用を促進していく。
- 市民ニーズや時代の変化等を的確に捉え, それらに応じて広く資料の収集を進めるほか, 各種の事業・サービスを企画, 展開していく。
- すべての市民が必要な情報を円滑に取得することができるよう, 利用者の状況に応じた図書館サービスを展開するとともに, 関係部署と連携し, それらのサービスに関する情報を広く周知していく。
- 図書館サービスの提供にあたっては, 地域の協力のもと, 各種事業を展開するとともに, そのための人材育成を進めていく。
- 利便性の向上に向けた図書館サービスの充実と並行して, より効果的なサービス提供と図書館運営が図られるよう, 業務の効率化を推進していく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 市民ニーズや時代の変化等を踏まえた事業・サービスの企画, 展開
- 地域と協力した図書館事業の展開



9. スポーツ・レクリエーション活動の支援

■主な内容

体育施設の貸出し、スポーツ事業、障がい者スポーツ事業、総合型地域スポーツクラブ²¹等

■教育目標との関係

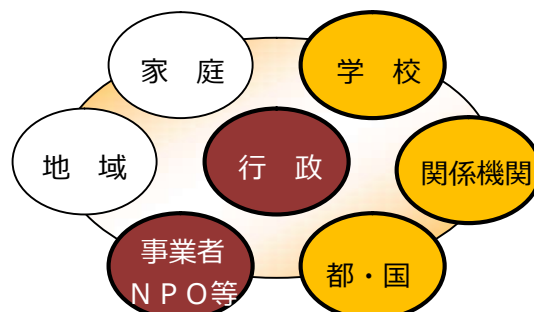
○	互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- スポーツ・レクリエーション活動ができる施設の提供や関係部局と連携した各種スポーツイベントの開催等を通じて、障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会を提供していく。
- 関係部局と連携した東京オリンピック・パラリンピックに関する各種事業の企画・運営を通じて、スポーツ文化の醸成とまちの活性化に繋げていく。
- 地域におけるスポーツ文化の醸成に向けて、総合型地域スポーツクラブの運営支援を行っていく。
- 各種事業の展開にあたっては、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、指定管理者²²等の関係団体と市の間で適切な役割分担を行い、市民のスポーツ・レクリエーション活動を効果的かつ効率的に支援していく。
- スポーツ・レクリエーション活動の振興にあたっては、自然環境をはじめとした市の特徴や特性を生かした市民のスポーツ・レクリ

エーション活動の支援に努めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 東京オリンピック・パラリンピックに向けた各種事業の企画・運営
- 市の特徴や特性を活用したスポーツ・レクリエーション活動の推進



10. 歴史・文化遺産の保存と活用

■主な内容

歴史・文化遺産の調査・研究と保存・活用、史料の整理、古民家園²³の管理・運営、市史編さん事業との連携等

■教育目標との関係

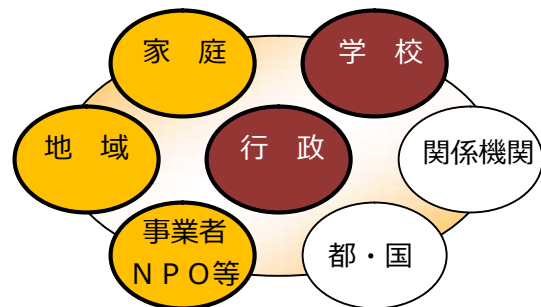
	互いの生命と人格・人権を尊重し、地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
◎	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 市内の歴史・文化遺産の把握と調査研究を進めるとともに、将来に向けて継承できるよう、歴史・文化遺産の保護や歴史資料の保存・管理を行っていく。
- 市に寄贈された文化財や歴史資料のほか、発掘調査に伴う出土遺物等の整理と保存・管理に努めるとともに、それらの展示や講演会、講座等の企画を通じて、広く市内外に情報を発信し、まちのPRに繋げていく。
- 地域への愛着と郷土意識の醸成を図るため、学校と連携し、子どもに向けて地域の歴史や歴史・文化遺産に触れる機会を提供していく。
- 古民家園の活用をはじめ、散策ルートの策定、説明板の設置など、歴史遺産を活用したまちづくりを推進していく。
- 家庭や地域における異世代交流を通じて、地域の伝統的な生活文化や伝統芸能の継承を支援していく。
- これまでに蓄積した文化財・歴史遺産等の

情報を『新狛江市史²⁴』に集約するとともに、小冊子の配布等を通じた市民への普及に努めていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 歴史遺産の調査・研究と保存・管理
- 歴史遺産の公開促進と歴史遺産を活用したまちづくり
- 学校教育と連携した郷土学習の支援



11. 教育行政の推進

■主な内容

情報発信, 情報収集, 相談, 人材育成, 組織, 行政評価, 教育委員会制度改革対応

■教育目標との関係

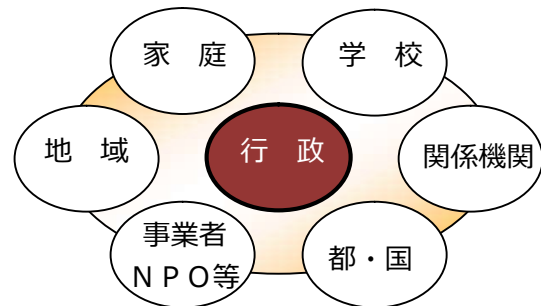
○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
○	すべての世代にわたる市民のための学習環境と運動環境の整備

■取組方針

- 教育委員会における広報業務のあり方を見直し, ねらいを持った教育広報を展開するほか, 様々な媒体を活用し, 情報を多角的に発信していく。
- 教育行政に関する先進事例等の情報を広く収集するとともに, 市の教育行政に有効活用できるよう, 組織内における情報共有を進めていく。
- 各種相談機能を活用して, 教育行政に対する市民の意見を受け止め, 各種施策の展開に活用するほか, 教育行政相談制度²⁵の更なる活用に向けて制度の効果的な周知に取り組んでいく。
- 職員の人材育成と効率的かつ効果的な教育行政課題の解決を図るため, 部局横断的な組織(グループ)の設置・運用を推進していく。
- 教育委員会事業に関する新たな評価制度の設計・実施など, 教育振興基本計画の進捗管理と教育委員会事業の改善に向けたしくみの構築を進めていく。

- 教育委員会制度改革に伴う新たな教育委員会制度への円滑な移行を図り, 新制度の趣旨に則った教育行政の更なる推進と教育委員会の円滑な運営を支えていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- プロジェクトチームやワーキンググループの活用
- 教育振興基本計画の着実な進捗に向けたしくみづくり



12. 教育環境の整備

■主な内容

施設整備, 施設維持管理, 地域連携, 学校間
(異校種間²⁶) 連携, 関係機関との連携, 産
官学連携²⁷, 家庭支援

■教育目標との関係

○	互いの生命と人格・人権を尊重し, 地 域や社会に貢献する意識の醸成
○	確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし, 郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育の充実
○	すべての世代にわたる市民のための学 習環境と運動環境の整備

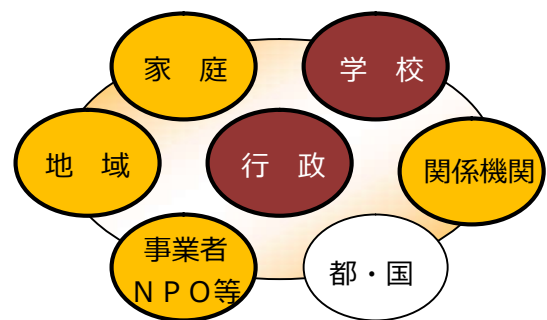
■取組方針

- 学校施設の耐震化等を進め, 児童・生徒に
安全な学習環境を提供するほか, 災害時に避
難所となる学校施設の特性を踏まえ, 関係部
局や関係機関と協力し, 必要な機能の確保と
地域住民の安全を施設面から支えていく。
- 学校施設や社会教育施設等の管理や修繕
を通じて, 児童・生徒に快適な学習環境を提
供するとともに, 施設の整備や施設機能の維
持・向上に向けた改善を図ることで市民の学
習や活動の基盤を確保していく。
- 地域と学校の連携を深め, 学校における教
育活動の充実に繋げるほか, 関係部局や関係
機関と協力して地域人材の教育活動や地域
活動への参画を促していく。
- 効果的な教育活動の推進と児童・生徒同士
の交流が生み出す教育的効果等を踏まえ,
小・中連携も含めた学校間の連携や産官学の
連携に取り組んでいく。
- 個々の子どもの育ちを切れ目なく支えて
いくため, 保育所や幼稚園, 関係機関等との

円滑な接続に向けた連携の強化に努めるほ
か, 関係部局や関係機関の取組みに対する協
力・支援を行っていく。

- 家庭の教育力の活用に向けた基盤を整え
るため, 児童・生徒への支援とあわせ, 家庭
への支援を行うことで, 様々な角度から子ど
もの育ちを支えていく。

■主な実施主体(連携・役割分担)



■重点項目

- 地域人材の教育活動や地域活動への参画
を促すためのしくみづくり
- 学校間連携・地域連携・産官学の連携・家
庭との連携の推進



■用語説明

No.	頁	用語	説明
1	6	少人数指導	学習の際に児童・生徒を少人数のグループに分けて行う指導のこと。
2	6	習熟度別指導	児童・生徒の習熟度に応じたグループに分けて行う指導のこと。少人数指導の1つの形態。
3	6	I C T教育	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して行う教科指導や情報管理、情報技術に関する教育のこと。 (Information and Communication Technology)
4	6	情報機器	パソコンをはじめとした情報を処理したり、伝達・加工したりするための機器のこと。
5	6	デジタル教材	教科書や教材の内容をデジタル化して、電子黒板やタブレット端末で活用できるようにした教材のこと。
6	6	情報リテラシー	コンピュータやネットワークなどの情報通信技術を活用して、情報やデータを整理・活用する能力のこと。
7	7	キャリア教育	児童・生徒の勤労観や職業観を養い、働くことの意義や尊さを理解させるとともに、そのための能力を身に付けさせる教育のこと。
8	7	社会的スキル	円滑に社会生活を営んでいくうえで必要な基本的な技能のこと。ここでは、主に社会の中でより良い人間関係を築くための技能を指す。
9	9	特別支援教育	障がいのある児童・生徒の教育ニーズに応じた指導と必要な支援を行う教育のこと。
10	9	適応指導	不登校の児童・生徒に対し、個別に行う指導のこと。市では教育研究所に適応指導を行うための教室を設置している。
11	9	就学援助	経済的な理由により学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な経費を援助する制度のこと。
12	9	インクルーシブ教育	お互いの人格や個性を尊重し、人々の多様なあり方を認め合える共生社会の実現に向けて、障がいの有無にかかわらず、必要な合理的配慮のもと、皆が同じ場で共に学ぶことができる教育システムのこと。
13	9	教育研究所	市の教育の充実と振興を図るために昭和 46 年に設置された教育機関。主に教育に関する資料収集や調査・研究、教職員研修、教育に関する相談、不登校の児童・生徒の適応指導を行っている。現在は、狛江駅徒歩3分（元和泉1丁目・小田急線線路沿い）にある。
14	10	アレルギー	食物の摂取等により過剰な免疫反応を引き起こし、身体に症状が出てくるもののこと。
15	10	アナフィラキシー	同時に複数のアレルギー症状が起こった状態。

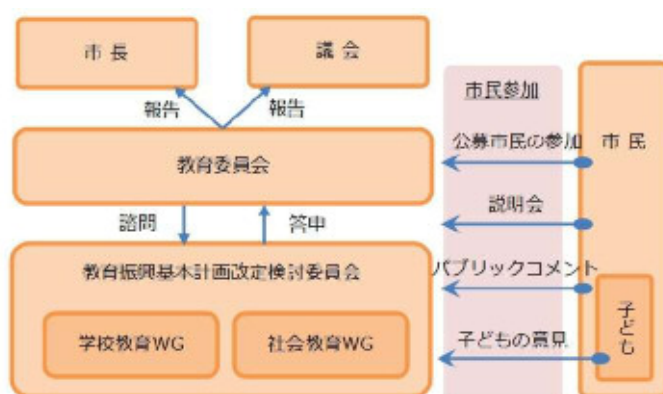
No.	頁	用語	説明
16	10	カラー舗装	道路の路側帯などをカラー標示すること。
17	11	学校第三者評価	第三者の視点から各学校の教育活動や学校経営に関する評価を行う。狛江市では有識者4人で構成する委員会により評価を行っている。
18	11	OJT	職務の遂行を通じて行われる教育・訓練のこと。 (On the Job Training)
19	11	指導主事	法律に基づき教育委員会に配置する職員で、各学校の教育課程や学習指導など学校教育の専門的な事項に関する教員への指導を行う。
20	11	学校管理職	学校における管理職（校長・副校長）をいう。
21	14	総合型地域スポーツクラブ	「狛○（こまわ）くらぶ」。法律に基づき、平成23年に地域の人を中心として設立された。地域のコミュニティの拠点となることが期待されている。
22	14	指定管理者	地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。狛江市では体育施設、文化施設などに指定管理者制度を導入している。
23	15	古民家園	愛称：むいから民家園。地域文化の継承と発展のため、市民が利用できるように古い民家を復元・保存した施設。平成14年に狛江市立古民家園として開園し、平成22年には、西野川に残されていた旧高木家長屋門が民家園内に移築・復元された。（元和泉2-15-5）
24	15	新狛江市史	狛江市の歴史をまとめた書物。平成32年の市制50周年に向けて編纂作業を行っている。
25	16	教育行政相談制度	法律に基づき、教育行政に関する事務の全般に関する意見や要望について、教育委員会に相談できる制度。狛江市では、平成14年から教育委員会内に窓口を設置している。
26	17	異校種間連携	小学校と中学校、中学校と高校など、種類が異なる学校間の連携のこと。
27	17	産官学連携	産（民間企業）・官（国・地方自治体）・学（大学などの教育機関・研究機関）の三者の連携のこと。

参考資料

i) 検討体制

この計画は、教育委員会の諮問機関として設置した狛江市教育振興基本計画改定検討委員会を中心に検討を進めた。

検討委員会では、進捗に応じて関係部局からの意見やワーキンググループ（WG）による議論を交えつつ、計 18 回の会議を開催し、計画案の取りまとめを行った。



・狛江市教育振興基本計画改定検討委員会

検討委員会は、有識者 1 名、教育関係者 5 名、公募市民 4 名の計 10 名の委員で構成した。それぞれの委員は、いずれかのWGに所属し、検討を重ねた。

役職	氏名	区分	WG
委員長	佐藤 正志	有識者	学
	渡辺 暁	市立学校長	学
	佐藤 省吾	P T A 代表	学
副委員長	住友 和子	社会教育委員	社
	島本 和彦	スポーツ推進審議会委員	社
	富永 春芳	文化財専門委員	社
	周東 三和子	公募市民	社
	永田 従雄	公募市民	学
	氏家 嘉代	公募市民	学
	伊藤 輝芳	公募市民	社

※WG…ワーキンググループ

・検討委員会

開催日・主な議題
第 1 回検討委員会 平成 26 年 4 月 28 日（月） 1. 委員長・副委員長の選任について 2. 諮問 3. 会議の公開と会議録の作成、公表について 4. 狛江市教育振興基本計画改定方針について 5. 委員会の検討内容と検討手順について
第 2 回検討委員会 平成 26 年 5 月 12 日（月） 1. 狛江市第 2 期教育振興基本計画の施策構成について
第 3 回検討委員会 平成 26 年 5 月 29 日（木） 1. 施策構成（内容）に関する意見・質問について 2. 課題整理について（11.12） 3. WG リーダー・サブリーダーとメンバーの指名について
第 4 回検討委員会 平成 26 年 8 月 4 日（月） 1. WG の報告について 2. 検討委員会素案について（11.12） 3. 関係部署からの意見聴取について
第 5 回検討委員会 平成 26 年 9 月 17 日（水） 1. WG の検討結果について 2. 第 2 期狛江市教育振興基本計画（素案）について 3. パブリックコメント等の実施について
第 6 回検討委員会 平成 26 年 11 月 13 日（木） 1. 市民参加手続きの実施結果について 2. 第 2 期狛江市教育振興基本計画（案）について

・学校教育WG

開催日・主な議題
第1回WG
平成26年6月2日（月） 1.課題整理について（1～3）
第2回WG
平成26年6月23日（月） 1.課題整理について（4～6）
第3回WG
平成26年7月7日（月） 1.重点化について 2.学校教育WG素案について（1～3）
第4回WG
平成26年7月24日（木） 1 学校教育WG素案について（4～6）
第5回WG
平成26年8月18日（月） 1.関係部局からの意見について 2.学校教育WG素案について（1～6）
第6回WG
平成26年9月1日（月） 1.指標設定について 2.学校教育WG素案について（1～6）

・社会教育WG

開催日・主な議題
第1回WG
平成26年6月3日（火） 1.課題整理について（7.8）
第2回WG
平成26年6月25日（水） 1.課題整理について（9.10）
第3回WG
平成26年7月11日（金） 1.重点化について 2.社会教育WG素案について（7.8）
第4回WG
平成26年7月28日（月） 1 社会教育WG素案について（9.10）
第5回WG
平成26年8月19日（火） 1.関係部局からの意見について 2.社会教育WG素案について（7～10）
第6回WG
平成26年9月3日（水） 1.指標設定について 2.社会教育WG素案について（7～10）



・設置規程

○狛江市教育振興基本計画改定検討委員会設置運営規則

平成 26 年 3 月 31 日

教育委員会規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、狛江市教育振興基本計画の改定に向けた議論を行うため、狛江市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として設置する狛江市教育振興基本計画改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議及び答申する。

(1) 狛江市教育振興基本計画の素案に関すること。

(2) その他狛江市教育振興基本計画の改定に関して必要なこと。

(委員)

第 3 条 検討委員会は、委員 10 名以内で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 有識者 1 名

(2) 市立学校長 1 名

(3) P T A 代表 1 名

(4) 狛江市社会教育委員 1 名

(5) 狛江市スポーツ審議会委員 1 名

(6) 狛江市文化財専門委員 1 名

(7) 公募市民 4 名以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する事項の審議及び答申が終わるまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 検討委員会は、審議を効率的に行うため、必要に応じて検討委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、委員長が指名する検討委員会の委員をもって構成し、委員長がこれを指名する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、委員長がこれを指名する。

4 前各項に定めるもののほか、ワーキンググ

ループの設置及び運営に必要な事項は、第5条及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条及び前条中「検討委員会」とあるのは「ワーキンググループ」と、「委員長」とあるのは「リーダー」と、「副委員長」とあるのは「サブリーダー」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により定める。

付 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第3条に規定する委員の募集、選考その他必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

ii) 市民参加

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例(平成15年条例第1号)に基づき、第2期狛江市教育振興基本計画案に多様な意見を取り込んでいくことを目的として、各種市民参加手続きを実施した。

1.検討委員会への公募市民委員の参加

狛江市教育振興基本計画改定検討委員会に作文による審査を通過した公募市民4名が参加した。

2.市民説明会

今回の改定の背景や第2期狛江市教育振興基本計画素案の内容を説明し、参加者の意見交換を行う市民説明会を開催した。

	開催日・開催時間	参加者
第1回	平成26年10月17日(金) 午前10時から10時55分まで	1名
第2回	平成26年10月17日(金) 午後7時から8時35分まで	4名
第3回	平成26年10月19日(日) 午後2時から3時20分まで	5名

3.パブリックコメント

狛江市内に在住・在学・在勤する市民を対象として、第2期狛江市教育振興基本計画素案に関する意見募集を行った。

平成26年10月10日から11月10日までの32日間に、8名から38件の意見が提出された。

4.子どもの意見

狛江市立学校に通う小学5年生から中学3

年生までの児童・生徒を対象として、第2期
泊江市教育振興基本計画素案の感想や意見を
募集した。

市内6校（小学校5校・中学校1校）の児
童・生徒249名から感想や意見が寄せられた。

登録番号 H26－41

第2期狛江市教育振興基本計画

平成26年11月発行

発行 狛江市教育委員会

編集 狛江市教育委員会教育部学校教育課

狛江市和泉本町1丁目1番5号

電話 03(3430)1111

印刷 庁内印刷

頒布価格 30円